

犬を飼ったら

飼い始めてから
30日以内！

登録と狂犬病予防注射をしましょう

🐾 飼い犬の登録生涯一回

- ・お住まいの市町村窓口で登録
- ・登録すると【鑑札】が交付されます

市町村によっては、マイクロチップ情報の登録を行えば、【マイクロチップ】が鑑札とみなされるので、【鑑札】は交付されません



詳しくはお住まいの市町村窓口
にお問い合わせください

🐾 狂犬病予防注射 毎年 4月～6月

- ・集合注射会場もしくは動物病院で注射
- ・注射後に市町村窓口で手続きをすると、【注射済票】が交付されます



交付された鑑札や狂犬病予防注射済票 を飼い犬に装着してください

※登録や狂犬病予防注射を行わない、鑑札や注射済票を装着しない場合、20万円以下の罰金が科せられることがあります

⚠️ 知っていますか？ 狂犬病 ⚠️

- 🐾 人にもうつる病気です
- 🐾 発症するとほぼ100%死亡する恐ろしい病気です
- 🐾 日本での発生はありませんが、近隣国のほとんどで発生しており、世界で年間約6万人が死亡しています

海外からの人や物の流入が激しい現代では、海外からの侵入に備え、飼い犬や家族を守るため**狂犬病予防注射**を打ちましょう



犬・猫の飼い主の皆様へ

多頭飼養の届出について

千葉県では、犬猫の多頭飼養者に対して飼い方のアドバイス等をするため、「**飼養する犬猫が合わせて10頭以上**」の飼い主に対し保健所への届出を「動物の愛護及び管理に関する条例」で義務づけています。

(詳しくは住所地を管轄する保健所にご相談ください。)

ペットが増えると……

- 動物の世話や健康管理が難しくなります
- 鳴き声や臭いなどで近隣住民に迷惑がかかるおそれがあります

- ペットが増えて管理ができなくなる前に、不妊去勢手術を実施しましょう
- 何かお困りのことがありましたら、最寄りの保健所に早めに相談してください

保健所一覧→



マイクロチップ情報って？

- ・マイクロチップは、犬猫の体内に装着する電子タグで、専用のリーダーをかざすと、記録された15桁の数字を読み取ることができます
- ・数字に紐付けて、飼い主の情報(住所・氏名・電話番号等)をデータベースに登録することで、迷子の犬猫が保護された時、飼い主に連絡することができます

- 飼い犬や飼い猫にマイクロチップを装着した場合
- マイクロチップが装着された犬猫を迎え入れた場合
- 飼い主の情報が変わった場合
- 犬猫が亡くなった場合



**情報の登録・変更
が必要です**

詳しくは「犬と猫のマイクロチップ情報登録」を御確認ください(<https://reg.mc.env.go.jp>)



- **飼い犬が人をかんでしまったとき**は保健所へ届出をし、犬が狂犬病にかかっているかどうか獣医師の検診を受けましょう
- 飼い主には、犬の**係留義務**があります
(囲いの中で飼うか、ロープなどにつないで飼いましょう)
- 散歩は犬を制御できる人が行い、**引綱は短く保持**しましょう



千葉県マスコットキャラクター
チーバくん

犬・猫が迷子になってしまったら、すぐに保健所・動物愛護センター・警察へ届け出ましょう

※オンラインで届出ができます →

